【規定例　３】

（妊娠中の通院等）

第○条　妊娠中及び出産後1年以内の女性社員が健康診査等を受けるために通院する場合、必要時間の遅刻、早退、離席を認める。通院のため出社不能の場合は本人の請求により、特別休暇の取得を認める。

（通勤緩和の措置）

第○条　妊娠中の女性社員が、通勤時の混雑が母体の負担になる場合は、本人の請求により始業時間を３０分繰下げ、終業時間を３０分繰上げることを認める。

　　　　ただし、本人の請求により合計１日１時間以内を限度として繰下げまたは繰上げ時間の調整を認める。

　　　　さらに、医師等による具体的な指導がある場合は、その指導事項が守られるよう、始業時刻及び終業時刻の変更を認める。

（休憩の措置）

第○条　妊娠中の女性社員が、勤務中、業務を負担に感じる場合は、本人の請求により適宜休憩することを認める。

（妊娠中及び産後の症状等に対応する措置）

第○条　妊娠中及び出産後１年以内の女性社員が、身体に何らかの症状又は症状が発生するおそれがあるとして、医師又は助産師からの指導を受けた場合は、本人の請求により、「母性健康管理指導事項連絡カード」に基づきその指導が守れるよう、業務内容の軽減、勤務時間の短縮等を認める。

　　　　また、休業が必要な場合は、特別休暇の取得を認める。

（措置中の待遇）

第○条　第○条から第○条までの措置のうち、通院時間、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃金

有　給

○○％有給

無　給

の取扱いは　　　　　　　　　とする。

ただし、第○条の妊娠中及び産後の症状に対応する措置として、○日以上の特別休暇をとる場合は、○日目以降の賃金は、疾病休暇と同じ扱いとする。